（一）　第参百拾九号　昭和27年9月25日　第三種郵便物認可　みいけ　毎月5・10・15・20・25・30日発行　昭和三十年十二月九日（日）

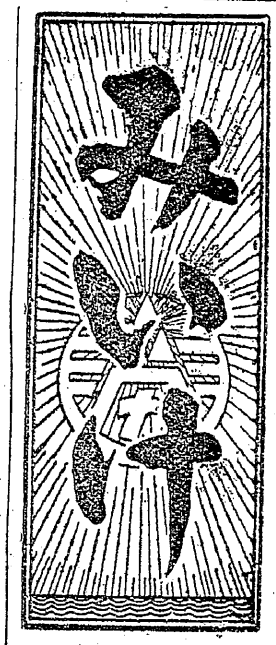

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番
編集兼発行人　山本博
三鉱勞組印刷工場
三鉱勞組
機関紙

炭勞 企闘28號指令発す

各社9月28日以降實力行使は時期、規模を別途指令

三鉱連

炭勞は「三鉱連、菱炭連、住友職連、古炭連」の闘いを中軸とした第二次闘争の具体的統一闘争の推進を指令した。

各支部、各資本別の団体交渉の結果、住友職連における希望退職（強制解雇の意志を有しつゝ）三菱筑豐六山に対する豐山、第二会社への分離、希望退職の何れかによる合理化強行を始め、各社とも坑開発、坑口切羽の集約、機械化による生産性向上（必然的に労働強化を伴う）と相まち、人員削減（自然減耗に対し充員しない）を行うことが明らかになつた。

よつて企業整備反対闘争委員会は具体的統一闘争の推進を左記の如く決定したので指令する。

一、第二次闘争の組織化について

第二次闘争の組織について従来の企業整備反対闘争の反省と批判にもとずいて組織する今次企反闘争の重点は、一山の闘争を資本全体の闘いとして組織化し、それを更に炭勞の闘いとして統一結合させ部分的散発的な敵の企業整備を粉砕すると共に、長期的闘争方針の樹立により、企反闘争における勞働組合の絶対任務を完遂するにあるが、取敢えず前段の闘いを「三鉱連の長期計画に対する闘い、菱炭連の筑豐六山の分離その他に対する闘い、住友職連の希望退職に対する闘い古河炭連の人員充足の闘い」を、第二次闘争の軸として組織する。

従つて三鉱連の長期計画に対する団交経過、三菱鉱業の企図する規模、時期、手段の究明を行い、会社企図の事前粉砕、古河炭連の充員協定（九月三十日以降）における空白期間の排除、住友炭連の諸条件確保闘争の時期判断、住友職連の強制解雇への発展等に対する状勢判断にもとずき、各社第一波の実力行使の時期を九月二十八日以降とし、敵に対する先制攻撃を行う。

企業整備に関する交渉参加について

1、各支部資本別において組織されている中闘委員会に企闘中闘及び指導委員は出席し、闘争指導の適切を期すると同時に団体交渉にも参加する。中央における各社の責任担当者は左記の通りとする

三井勞…阿部、鶴坂、下見
吉河勞…塗原、西影
住友勞…吉賀、森谷、佐々木
住友職…鶴岡、渡辺、上村
三菱勞…原、直江、原田
北炭勞…黒田、中川
雄別、明治、太平洋など中央交渉の場合は戦術委員会において担当者を決定する。

2、地方における支部資本別担当、中闘、指導委員決定は地方企闘委において決定する。

3、第三次闘争の中核をなす各運合会の闘争を地方地区において発展強化せしめるため、他資本別は更に積極的な団体交渉による長期計画の解明（二十日号指令に添ず）と、職場要求の日常闘争をも積極的に組織し実力行使の時期を九月二十八日以降に合せる。

二、戦術及び指令権について

1、資本別毎における企業整備の規模、内容の相違から機械的な画一戦術の採用は行わないが、資本に決定的な打撃を与え実効を期するため、全山闘争の基本方針にもとずき戦術採用を行う。実力行使の規模及び詳細な事項は各支部、資本の実状と闘争規模等を判断し企闘中闘委員会において決定する。

2、闘争推進による犠牲は原則として支部、資本別毎に処理する。但し特殊的な闘争発展と結果については企反闘争合同対策委員会において カンペを決定する。

3、緊急な闘争指導に対する指令は戦術委で実行しその都度次回中闘において確認を求める。

4、支部資本別企反闘争の結果妥結が炭勞全体の闘争に重大なる影響を与えると判断される場合、企反闘争合同対策委員会において検討する。

三、分離、賣山、強制解雇希望退職其他について

1、分離、賣山について

赤字解消の手段として一昨年以来組鉱権設置が利用されてきたが、現在では第二会社設置による分離賣山に発展しつゝある。三菱鉱業が菱炭連に提示したことでも明らかである。これらの委任経営や分離はこれまで確保している権利（労働条件その他）を一挙にブチ壊すばかりでなく、大手の労働条件を直接引下げる役割を果す。われわれは分離、賣山等に対して断固実力をもつて阻止するために闘い組合の闘いと抵抗を通じ、この方針変更による勧誘、勧告等を含む強制解雇、希望退職に対しても実力行使をもつて対決する。

2、強制解雇について

経営の赤字、生産計画の変更等にもとずく合理化として勧誘、勧告等の強制解雇に対しては総力を結集し、実力行使をもつて対決する

3、希望退職について

（イ）炭鉱の実体として各自者千の自然減耗（自由意志にもとづく退職者）のある企業として、完全にこれを阻止することは極めて困難であるが、合理化強成の手段として行う希望退職に反対し、募集を最少限に阻止するため適格なる分析と対策をもつて断乎闘う。

（ロ）女子結婚、育児、停年退職者、臨時など副業を有するもの金銭の多額借用者等に対する事前調査と対策を確立する。

（ハ）停年退職者の子弟採用を闘いとる。

4、充員闘争について

（イ）人員充足の闘いに優先し、自然減耗を最少限に防ぐための闘いを組織する。そのため自然減耗の原因探求とその結果に基く対策の樹立及び啓蒙の徹底を期する。

（ロ）支部、資本別毎に現在人員を確保するための画一的充員闘争を組織することが好ましいがいま直ちに機械的に組織することは組合員一人々々の要求となり得ない。従つて職場ごとにおける労働強化の実体を組合員に十分認識せしめ、職場要求として充員制確立の闘いを行う。

（ハ）臨時工、組夫の臨時切換え殉職者、停年退職者の子弟採用は日常闘争を通じて常時実行する。

（ニ）支部、資本別毎に現場調査の結果にもとづく人員計画を樹立し、地方本部、中央本部に報告すると共に計画実行のための職場、支部、資本別の闘争を行う。

（ホ）充員に対する職場、支部要求の盛上りを集約し、炭勞としての統一的充員闘争を行う。

（ヘ）ニ、ホ項に対する具体的事項は別途指令する。

5、竪坑開発、機械化等について

竪坑開発、機械化による生産性向上は、機械が人を酷使する現状を来たし、労働強化による自然減耗を増加させる合理化の形態である。竪坑開発、機械化促進における能率上昇については綿密なる調査と検討を行い、労働強化阻止の闘いを行う。

四、菱炭連及びさん下支部に対する指令（省略）

五、三鑛連並びに傘下支部に関する指令

1、三鉱連及びさん下支部は炭勞企闘発二十二号（八月二十一日）にもとづく交渉を積極的に推進し九月二十八日以降実力行使をもつて対決する態勢とせよ

2、闘争態勢確立のための細部的事項については三鉱連闘争委員長は別途指令し、中央企闘に報告せよ

3、実力行使の規模、時期については別途指令する。

〔註〕

三鉱連としては、企闘合同委員会に出席した灰原、佐藤両中闘より提唱問題だけでなく、長計そのものを闘争指標とし、大衆闘争確立のため意派中のオルグが、二十三日帰京する実状から二十八日～三十日の間の実力行使は無理であることを強調したが、結論として、各資本さん下は資本別として統一行動をとることを確認されたが、三鉱連としては指令二十八号の五にあるように三鉱連に対する二二号指令の再確認ということであり従つて、三鉱連の第一波実施については慎重に今後の推移を検討して決定することになつた。

六、古河炭連並びにさん下支部に関する指令（省略）

七、北炭勞連、北炭職連、三池連雄別、太平洋、明治、高松、二瀬、貝島、杵島、大正、宇部興産に関する指令（省略）

八、各地方本部、指導委員会、闘争指導に関する指令

1、指令第二十八号にもとづく支部闘争指導に万全を期せよ

2、指令第二十六号及び二十七号にもとづく住炭連、住職連に対し適切なる指示を行え。

3、各地方本部は第二十八号指令推進のため指導委員派遣と指導を速かに指示せよ。

前進

自然減耗という正體

最近、石炭産業は生産と需要のバランスが均衡の方向にすゝんでいるといはれているが、これは何も需要の拡大によるものでなく、中央、地方大手十八社の出炭抑制と中小炭鉱の勇壮による出炭減が原因である。

昭和二十四年のドッチ・プラン以来、あらゆる面で合理化が権力に守られて行はれてきたがそのいわゆるドッチ・プランから二十八年の金融引締政策に切替えられるまでの五年間、われわれの仲間たちは六万六千人という大量の首を切られて路頭になげ出されている。

更に炭鉱独占資本の意をくんだ政府が、あらゆる勞働者とその家族、更に世論の反撃を弾引に押切つて立法化させた石炭企業合理化法は三十四年までに七万人弱の炭鉱勞働者の職首を明らかにした。

勿論われわれは、この一方的首切を阻止するため、去る第八回炭勞中央委員会でその闘いの方向を打ち出した。既に三井に（ジカタ）六山の賠理統合（老きゆう山の第二会社への切替）が問題化され、更に住友、雄別古河、北炭、太平洋の大手筋各社、九共闘各社、また中小炭鉱の大手従属や買漁し（中小を独占資本の収奪搾仕の出先として編成）等の野望を弾引に打出して来た。何れの合理化も石炭企業合理化法に基いてなされたことは論をまたない。

そこで各社の合理化も首切、希望退職等われわれに最も苛烈な反撃を喰う方式は全然採用せず、専ら自然減耗というもので提示していることだ。こゝでわれわれが充分警戒しなければならないことは、自然減耗の正体である。

三池炭鉱においては昭和二十四年下半期より採用は全くなされず、組合結成当時三万人の組織は現在一万六千人に半減され能率は逆に人当り七～八屯（二十四年）が十一、九屯（三十年八月）と強化され、組合の主張する人員補充停止は全々耳をかさないのが会社の態度である。

人員補充停止は在職組合員の平均年令の老令化になり勞働強化、職制の圧迫その他勞働条件の低下となり、いきおい自然減耗を招来する、このことは資本家が充分計算に入れていることである。

われわれはこうした会社の手を警え（希望退職）品を替えて行はんとする野望に対して基本的な抵抗を組織して石炭企業合理化という首切法を骨抜きにせねばならない。

秋の舟
—港務所にて—

◇◇ 欧亜旅行記（31）◇◇

組合長　宮川睦男

まず、採炭の切羽に行つてみたが、約百米の払いでチエンコンベヤであり、そこをローダーとカツターが合併したショベリングを全然しなくても炭が残らない方法の機械化によつて、採炭がされ、この機械の操縦者は六人である。

大体、六人のものが一方で、四尺の進行をするということであつた。われわれ三池の場合なら、少くともあの程度の払いの場合は仮にカツターを使つたとしても三十名程度の採炭夫が入るというのが常識的になつているが、それを僅か六人でやつている。その能率的な作業を見て、われわれは非常に感心した。

この払いは、無充填、崩バラシ式になつていて、われわれが特に奇異な感じをうけたのは、コンベヤの上に電線を張つて、そこに二百しよく程度の裸電燈が十米毎に一つづつついているということであつた。従つて、キャップランプもなく、たゞ道中を歩行するときにもつ手持ち電池があるだけである。

みんな熱心に採炭していた。ちようどわれ（の炭鉱では（ガスのある）想像もつかない事である程に聞くと、こゝはほとんどガスはないということである。このガスがないのは事前に地上よりボーリングをしてメタンガスを全部地上にぬき出して、しかもそのガスを一般家庭用その他の燃料に使用しているということである。

この切羽でわれ（は採炭夫と直接話をしてみた。われ（がまず質問したことは一ケ月どの位の給料を貰うかということであつたその採炭夫はこゝに働いている六人のうちで、最低が三千五百ルーブル多い人は四千ルーブルと答えた（ソ連全勞働者の平均賃金は約千二百ルーブル）次に何人家族で一ケ月の生計費はどれ位かゝるかということを聞いてみた。その採炭夫は四人家族で食費は一ケ月六百ルーブルあれば十分であると答えた。仮にエンゲル系数が五十対六十とした場合でも千二百ルーブルあれば普通の生活は出来るということになる。それで残りの金はどのように使用しているのかと聞いたら、彼は「毎月貯金をして別荘を買う計画を建てゝいる。この別荘は政府が建てゝいるので、七ケ年の月賦償還ということも出来る。月賦の場合は大体七万ルーブル位であるので一年間に約一万ルーブル位あれば良いことになる。そして自家用車を買つて、その別荘から通いたいと思つている。この炭鉱では全体の約二十五%が自家用車をもつていますよ」と言つた

炭鉱の最前線で働く勞働者がソ同盟における最高の給与を貰い、しかも別荘を買つてそこから自動車で通勤するということを聞いてわれ（は驚くと共に文明常に羨しく思つた。

その採炭夫はわれわれに向つて日本の炭鉱勞働者はどの位い自動車をもつているかと質問したのでわれわれは、自動車を持つている者なんか一人もいないと答えたが赤面せざるを得なかつた。